

令和 7 年 6 月 30 日

教職員各位

安全衛生管理委員会

### 局所排気装置における面風速測定の実施について

皆様には、日頃より本学施設整備にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

特定化学物質等障害予防規則第 30 条および有機溶剤中毒予防規則第 20 条に基づき、例年実施している局所排気装置の面風速測定を本年度も下記のとおり実施しますのでお知らせします。

面風速測定結果は下記学内ホームページに掲載しますので、局所排気装置の定期自主点検にご利用ください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/intranet-site/news-facilities/index.html>

( 学内 HP- 学内用- 学内限定情報- 施設課からのお知らせ )

#### 記

1. 測定期間：令和 7 年 7 月 8 日（火）～令和 7 年 7 月 16 日（水）のうち 2 日間で実施
2. 対象機器：局所排気装置（実験等により発生する有害ガス・粉塵などを作業環境へ拡散しないようダクト等を接続し、吸引気流により排出する装置）  
( ) 部屋全体を換気するための換気扇や屋外への排気がない安全キャビネット、クリーンベンチは対象外
3. 測定内容：対象機器の作動確認及び面風速の測定
4. 測定実施者：環境をサポートする株式会社きらめき（エネルギーセンター常駐）
5. 連絡事項：
  - ( 1 ) 局所排気装置の面風速測定結果は、調査完了後に学内 HP に掲載します。
  - ( 2 ) 面風速測定時に局所排気装置内に実験機器等が設置されていると正確な測定ができないませんので、測定前までに整理をお願いします。
  - ( 3 ) 面風速測定を個人で実施する場合等で測定を希望されない場合は、実施日までに必ず下記照会先まで連絡をお願いします。

- ( 4 ) 測定時には可能な限り使用者（または事前教育を受けた学生）の立会いをお願いいたします。測定終了後、面風速測定等の結果に基づき、福祉・職員係より学内便で点検済みシールを送付いたします。
- ( 5 ) 面風速を確保できない場合は「不適格」となり、局所排気装置は使用できません。面風速が基準( 有機溶剤利用:0.4m/s 特定化学物質利用:0.5m/s )以下の場合は、必要に応じて局所排気装置を修理等した上で、施設課機械係に再度面風速測定を依頼してください。局所排気装置は、基準値以上の面風速を確認した後に使用を再開してください。
- ( 6 ) 局所排気装置の定期自主検査については、総務課人事労務室から通知済みです。その他の機器等の定期自主点検の点検項目等は、7月の安全衛生管理委員会開催後に別途総務課人事労務室から連絡します。
- ( 7 ) 今後新たに測定を希望される場合は施設課機械係（内線9234）までご連絡ください。

6. 連絡・照会先：

施設課機械係 渡辺、宮口、今井（内線9234）